

# 第2回

# ココがこうなる！

# 令和3年介護報酬改定

# 【居宅介護支援編】

## 基本報酬と加算、運営基準改定のポイント

(令和3年1月18日介護給付費分科会より)

講師：高頭 晃紀

(日本ケアコミュニケーションズ チーフコンサルタント)

# ココがポイント！

---

- ◆ 今回の改定では、ICT化による取扱件数の緩和(39→44)をどうとらえるかが収入上ではポイントとなる
- ◆ 実務面では、
  1. 限度額管理の変更による影響
  2. 同一建物に居住する利用者比率
- ◆ 上記が影響する可能性が考えられる
- ◆ それ以外にも、実務面では、仕事が増える！  
(事業継続計画、虐待防止など)

# 全サービス共通 (項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

# 改定事項

(項番は「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」より)

- 居宅介護支援・介護予防支援基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ③ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ④ 2(6)①質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)
- ⑤ 2(6)②逡減制の見直し
- ⑥ 2(6)③医療機関との情報連携の強化
- ⑦ 2(6)④看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- ⑧ 2(6)⑤介護予防支援の充実(予防のみ)
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑩ 5(1)⑪生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑫ 5(2)②居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止★
  
- ★5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

# 基本報酬

## 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数		
居宅介護支援費（Ⅰ） ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所		
○居宅介護支援（ⅰ） ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分		
	< 現行 >	< 改定後 >
(一)要介護1又2	1,057単位/月	1,076単位/月
(二)要介護3、4又は5	1,373単位/月	1,398単位/月
○居宅介護支援（ⅱ） ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分		
	< 現行 >	< 改定後 >
(一)要介護1又は2	529単位/月	539単位/月
(二)要介護3、4又は5	686単位/月	698単位/月
○居宅介護支援（ⅲ） ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分		
	< 現行 >	< 改定後 >
(一)要介護1又は2	317単位/月	323単位/月
(二)要介護3、4又は5	411単位/月	418単位/月
居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】 ・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所		
○居宅介護支援（ⅰ） ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分		
	< 現行 >	< 改定後 >
(一)要介護1又2	新規	1,076単位/月
(二)要介護3、4又は5	新規	1,398単位/月
○居宅介護支援（ⅱ） ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分		
	< 現行 >	< 改定後 >
(一)要介護1又2	新規	522単位/月
(二)要介護3、4又は5	新規	677単位/月
○居宅介護支援（ⅲ） ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分		
	< 現行 >	< 改定後 >
(一)要介護1又は2	新規	313単位/月
(二)要介護3、4又は5	新規	406単位/月
介護予防支援費	< 現行 >	< 改定後 >
	431単位/月	438単位/月

◆ 取り扱い件数が40件未満なら、単位数は変わりません

◆ ICT化すると、減算なしで  
44件まで取り扱えます

## 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-1

### 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-1

#### 概要 【居宅介護支援】

- 経営の安定化、質の高いケアマネジメントの一層の推進を図る観点から、特定事業所加算について、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していることを要件として求める。
- イ 小規模事業所が事業所間連携により質の高いケアマネジメントを実現していくよう、事業所間連携により体制確保や対応等を行う事業所を評価するような区分を創設する。
- ウ 特定事業所加算（Ⅳ）について、加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までと異なり、病院との連携や看取りへの対応の状況を要件とするものであることを踏まえ、医療と介護の連携を推進する観点から、特定事業所加算から切り離れた別個の加算とする。

#### 単位数

<現行>		<改定後>	
特定事業所加算（Ⅰ）	500単位/月	⇒	特定事業所加算（Ⅰ）505単位/月
特定事業所加算（Ⅱ）	400単位/月	⇒	特定事業所加算（Ⅱ）407単位/月
特定事業所加算（Ⅲ）	300単位/月	⇒	特定事業所加算（Ⅲ）309単位/月
	なし	⇒	特定事業所加算（A）100単位/月（新設）
<現行>		<改定後>	
特定事業所加算（Ⅳ）	125単位/月	→	特定事業所医療介護連携加算 125単位/月

- 特定事業所加算が変わります
- インフォーマルサービスなどを計画に含める必要があります
- 事業所連携で、Aが取れるようになります

# 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2

## 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)①-2

- 特定事業所加算の構造、要件が変わります
- 現行のIVが別加算となつて、I～IIIと同時算定できます

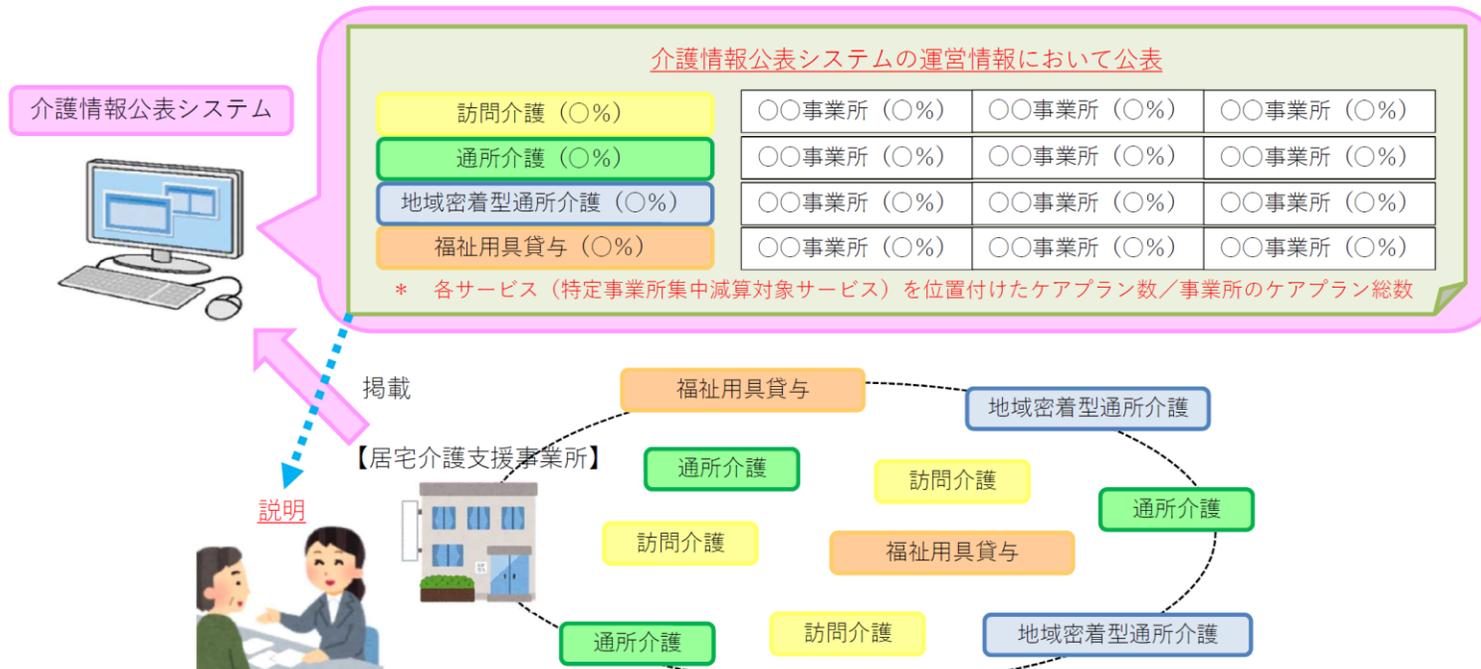
算定要件等				
【特定事業所加算】				
算定要件	特定事業所加算(I)	特定事業所加算(II)	特定事業所加算(III)	特定事業所加算(A)
	505単位	407単位	309単位	100単位
(1)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
(2)専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を配置していること	3名以上	3名以上	2名以上	常勤:1名以上 非常勤:1名以上 (非常勤は他事業所との兼務可)
(3)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること	○	○	○	○
(4)24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること	○	○	○	○ 連携でも可
(5)算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること	○	×	×	×
(6)当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(7)地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること	○	○	○	○
(8)地域包括支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること	○	○	○	○
(9)居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと	○	○	○	○
(10)指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり40名未満(居宅介護支援費(II)を算定している場合は45名未満)であること	○	○	○	○
(11)介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること(平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用)	○	○	○	○ 連携でも可
(12)他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること	○	○	○	○ 連携でも可
(13)必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること	○	○	○	○
【特定事業所医療介護連携加算】(現行の特定事業所加算(IV)と同じ)				
特定事業所医療介護連携加算 125単位				
(1)前々年度の3月から前年度の2月までの間において退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数(情報の提供を受けた回数)の合計が35回以上				
(2)前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定				
(3)特定事業所加算(I)～(III)を算定していること				

## 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

### 2.(6)① 質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)②

<b>概要</b>	<b>【居宅介護支援】</b>
<p>○ ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業所に、以下について、利用者に説明を行うとともに、介護サービス情報公表制度において公表することを求める。【省令改正】 <b>R3.1.13 諮問・答申済</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合</li> <li>・ 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合</li> </ul>	

- 訪問介護、通所介護、福祉用具貸与について、サービス事業所の割合の公表、説明が必要になります



# 2.(6)② 逡減制の見直し

## 2.(6)② 逡減制の見直し

### 概要 【居宅介護支援】

○ 適切なケアマネジメントの実施を確保しつつ、経営の安定化を図る観点から、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上の場合40件目から、60件以上の場合60件目からそれぞれ評価が低くなる（40件未満は居宅介護支援費（Ⅰ）、40件以上60件未満の部分は同（Ⅱ）、60件以上の場合同（Ⅲ）が適用される）逡減制において、一定のICT（AIを含む）の活用又は事務職員の配置を行っている事業者については、逡減制の適用（居宅介護支援費（Ⅱ）の適用）を45件以上の部分からとする見直しを行う。その際、この取扱いを行う場合の逡減率（居宅介護支援（Ⅱ）及び（Ⅲ）の単位数）について、メリハリをつけた設定とする見直しを行う。【告示改正】

※ 特定事業所加算における「介護支援専門員1人当たりの受け入れ可能な利用者数」について、この取扱いを踏まえた見直しを行う。（2（6）①参照）

○ 逡減制における介護支援専門員1人当たりの取扱件数の計算に当たり、現在、事業所が自然災害や感染症等による突発的な対応で利用者を受け入れた場合は、例外的に件数に含めないこととしているが、地域の実情を踏まえ、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合についても例外的に件数に含めない見直しを行う。【告示改正】

● ICT等を活用すると、  
44件まで、減算されません

例：要介護3・4・5の場合（黒字：現行の単位数、赤字：改定後の単位数）

【現行】

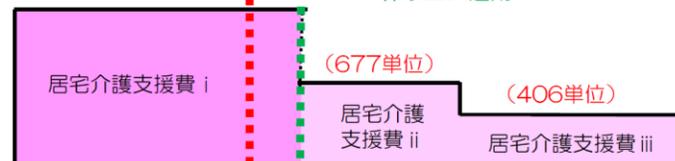
(1,373単位) (1,398単位)



40件  
(介護支援専門員1人当たり取扱件数)

【改定後：ICT等を活用する場合】

(1,398単位)



40件 45件 60件  
(介護支援専門員1人当たり取扱件数)

⇒ 一定の条件を満たした場合  
⇒ 45件以上に適用

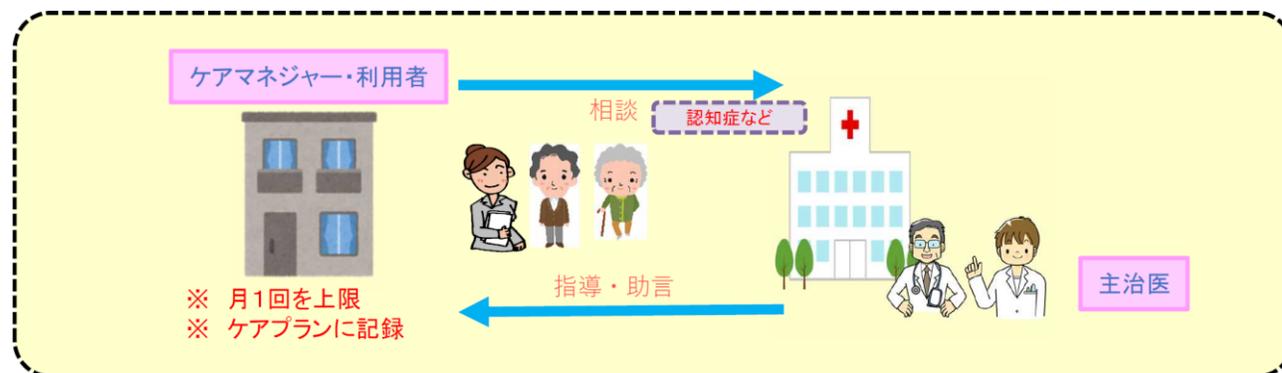
※ ICT等の活用の有無にかかわらず、事業所がその周辺の中山間地域等の事業所の存在状況からやむを得ず利用者を受け入れた場合、例外的に件数に含めない。

# 2.(6)③ 医療機関との情報連携の強化

## 2.(6)③ 医療機関との情報連携の強化

概要	【居宅介護支援】
○ 居宅介護支援について、医療と介護の連携を強化し、適切なケアマネジメントの実施やケアマネジメントの質の向上を進める観点から、利用者が医療機関において医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行うことを一定の場合に評価する新たな加算を創設する。【告示改正】	
単位数	
<現行> なし	<改定後> ⇒ 通院時情報連携加算 50単位/月 (新設)
算定要件等	
・利用者1人につき、1月に1回の算定を限度とする ・利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画（ケアプラン）に記録した場合	

- 通院に付き添い、受診に同席すると加算が算定できます
- 50単位
- 月1回算定です

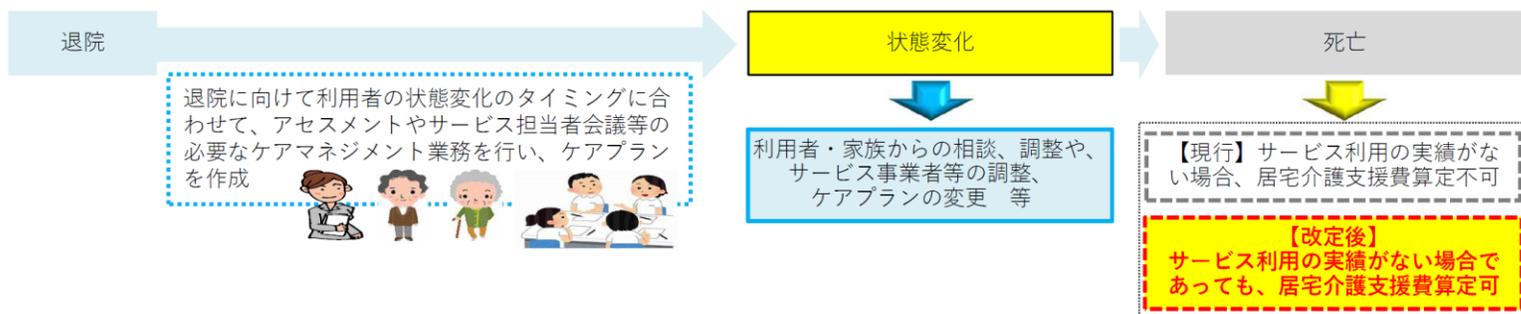


## 2.(6)④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

### 2.(6)④ 看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

概要	【居宅介護支援】			
○ 看取り期における適切な居宅介護支援の提供や医療と介護の連携を推進する観点から、居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を可能とする見直しを行う。【通知改正】				
単位数				
<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">                     &lt;現行&gt;                      サービス利用の実績がない場合は請求不可                 </td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">⇒</td> <td style="width: 40%; vertical-align: top;">                     &lt;改定後&gt;                      居宅介護支援費を算定可                 </td> </tr> </table>		<現行> サービス利用の実績がない場合は請求不可	⇒	<改定後> 居宅介護支援費を算定可
<現行> サービス利用の実績がない場合は請求不可	⇒	<改定後> 居宅介護支援費を算定可		
算定要件等				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の（原案の）作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていること</li> <li>・居宅介護支援費を算定した旨を適切に説明できるよう、個々のケアプラン等において記録で残しつつ、居宅介護支援事業所において、それらの書類等を管理しておくこと</li> </ul>				

- 看取りの場合、死亡月にサービスが発生していなくても、計画費を請求可能になります
- 条件があります



# 5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

## 5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化

<b>概要</b>	<p>【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】</p> <p>○ 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下の対応を行う。</p> <p>&lt;同一建物減算等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。【告示改正】</li> </ul> <p>&lt;規模別の基本報酬&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】</li> </ul>
-----------	---

(参考)【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

(参考) 有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について（抜粋）  
(平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示)

<会計検査院が表示する意見（抜粋）>

○ 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>

	減算が適用されない利用者	減算適用者	減算適用者	減算適用者
限度額単位	30	30	33	33
	29	29	32	32
	28	28	31	31
	27	27	30	30
	26	26	29	29
	25	25	28	28
	24	24	27	27
	23	23	26	26
	1	1	25	25
			24	24
			23	23
			1	1

(数字は訪問介護の回数)

限度額単位の範囲で利用できる訪問介護の回数が増加

- 同一建物減算や大規模デイを利用することが有利にならないように、限度額管理を減算前で行います
- 実際は、ソフトが計算しますが…

# 5.(1)⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

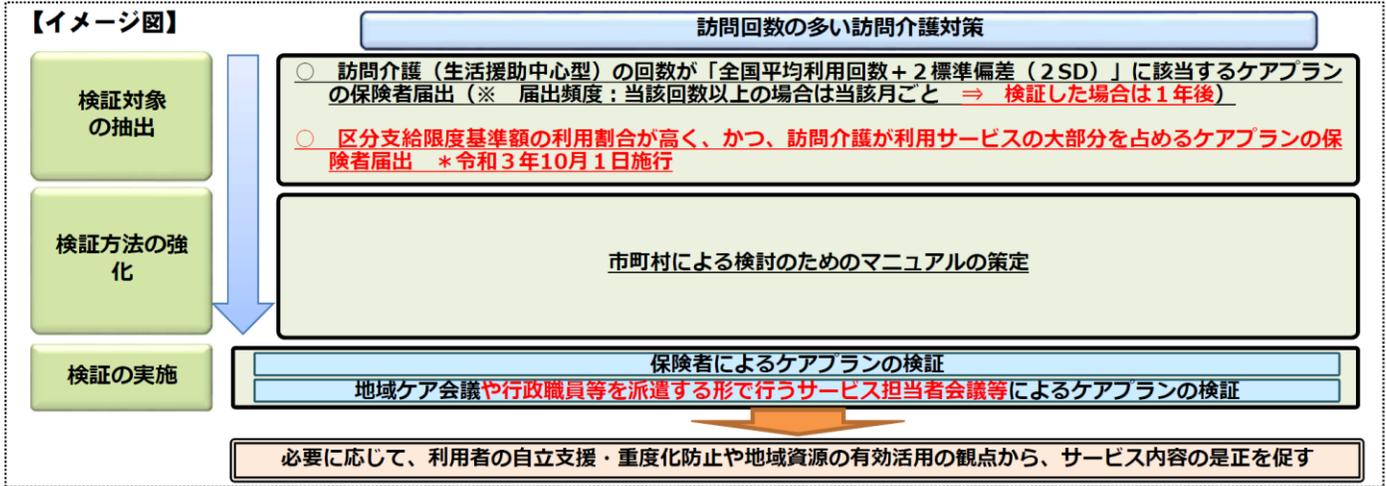
## 5.(1)⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

概要	【居宅介護支援】
<p>○ 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする</li> <li>・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする</li> </ul> <p>○ より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることのできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）</p>	

R3.1.13 諮問・答申済

- 生活援助の回数が多い利用者のチェックが強化されます

※ 赤字部分：令和3年度見直し分



# 5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

## 5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

### 概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。  
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

- 同一建物以外の利用者がいないと怒られます
- 市町村は、同一建物以外の利用者の比率を決められます
- 市町村は、限度額いっぱいに近いケースを抽出指導します

# 5.(2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

## 5.(2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

### 概要

【居宅介護支援★】

- (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

### 単位数

<現行>		<改定後>
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	⇒ 廃止
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/月	

- ・ 加算が廃止になります

# ココがポイント！

---

- ◆ 今回の改定では、ICT化による取扱件数の緩和(39→44)をどうとらえるかが収入上ではポイントとなる
- ◆ 実務面では、
  1. 限度額管理の変更による影響
  2. 同一建物に居住する利用者比率
- ◆ 上記が影響する可能性が考えられる
- ◆ それ以外にも、実務面では、仕事が増える！  
(事業継続計画、虐待防止など)

ご視聴ありがとうございました！

